

デジタル課税の税収 OECDが新案

売上高もとに各国配分

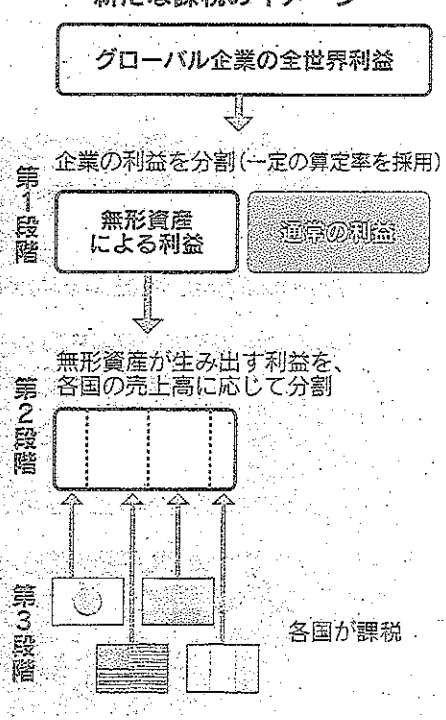
グローバルに事業を展開する企業への適切な課税に向け、経済協力開発機構(OECD)によるデジタル課税の枠組み案が分かった。国別の売上高の割合に基づいて各国に利益への課税権を持たせる。新しい枠組みはIT(情報技術)をはじめ

すべてのグローバル企業を対象とし、事業展開の実態に合わせた課税をめざす。(関連記事3面に)

OECDは枠組み案を9日に公表し、17日から米国で開かれる20カ国・地域(G20)財務相・中央銀行総裁会議に報告する。G20は2020年1

月の大筋合意に向けて詰めの議論を後押しする。それぞれの国に工場や支店を持たなくても、各国の消費者から売上高を移けるIT企業などにかに税金を納めさせるかがデジタル課税の焦点だ。新枠組み案はグローバル企業の利益からあが

新たな課税のイメージ



る税収を各国に配分するの2段階の手続きを想定している。第1段階はグローバル企業の利益を切り分けることだ。拠点の固定資産などからあがる一般的な利益を除いた部分を、ブランド力や知名度といった「無形資産」で全世界の消費者から稼いだ利益だとみる。この利益を各産から求める利益は個別国税収の原資とする。現企業ごとに正確な算定は在は拠点を置いた低い税率をもとに定める。例えば、売上高の

7割を米国、3割を日本で計上する企業の場合、同割合に基づいて利益を配分し、米国と日本が利益への課税権を持つ。企業が負担する法人税は、企業の物理的な拠点がある国で課税することを基本としてきた。だが、デジタル企業は必ずしも拠点のある国・地域から売上高や利益を稼ぐわけではない。そうした企業への課税は各国による税収の取り合いの側面もあり、ルールへの国際的な合意が必要になってくる。

無形資産がもたらす利益を切り分ける算定率や、各国の売上高の計算方法といった制度設計には課題が残る。企業の事業モデルによっても異なる、業種ごとの算定率も検討する。国別に売上高を計算するのにもルールの調整が必要だ。OECDは無形資産に着目して課税する米国家、IT企業に限って課税する英国案、データセンターで課税する新興国家の3つを議論してきた。無形資産への課税は米国家が土台になっている。